

貸借対照表  
(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,958	買掛金	47,240
受取手形	2,175	未払金	5,640
売掛金	78,829	未払費用	8,518
商品及び製品	208	未払法人税等	737
仕掛品	10,723	未払消費税等	2,336
原材料及び貯蔵品	11	前受金	5,450
前払費用	4,631	預り金	10
預け金	11,780	工事損失引当金	166
未収入金	1,374	事業整理損失引当金	279
その他	586	株式報酬引当金	15
貸倒引当金	△ 22	その他	1,213
流動資産合計	115,256	流動負債合計	71,607
固定資産		固定負債	
有形固定資産		株式報酬引当金	77
建物(純額)	664	退職給付引当金	11,967
構築物(純額)	0	長期未払金	220
工具器具及び備品(純額)	1,022	その他	290
建設仮勘定	6	固定負債合計	12,556
有形固定資産合計	1,693	<b>負債合計</b>	84,164
無形固定資産		<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	6,812	株主資本	
電話加入権	152	資本金	12,220
商標権	3	資本剰余金	
その他	2	資本準備金	11,811
無形固定資産合計	6,970	その他資本剰余金	3,146
投資その他の資産		資本剰余金合計	14,958
投資有価証券	825	利益剰余金	
関係会社株式	646	利益準備金	503
従業員長期貸付金	3	その他利益剰余金	
更生債権等	76	別途積立金	12,900
長期前払費用	946	繰越利益剰余金	10,155
繰延税金資産	6,895	利益剰余金合計	23,559
敷金及び保証金	1,935	株主資本合計	50,737
前払年金費用	49	評価・換算差額等	
その他	231	その他有価証券評価差額金	377
貸倒引当金	△ 251	評価・換算差額等合計	377
投資その他の資産合計	11,358	<b>純資産合計</b>	51,115
固定資産合計	20,022	<b>負債及び純資産合計</b>	135,279
<b>資産合計</b>	135,279		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

〔 自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	266,234
<b>売上原価</b>	221,591
<b>売上総利益</b>	44,643
<b>販売費及び一般管理費</b>	37,426
<b>営業利益</b>	7,216
<b>営業外収益</b>	
受取利息	0
受取配当金	275
その他の金融収益	44
営業外収益合計	320
<b>営業外費用</b>	
支払利息	0
その他の金融費用	2
営業外費用合計	2
<b>経常利益</b>	7,535
<b>特別損失</b>	
退職給付制度の移行に伴う損失	139
特別損失合計	139
<b>税引前当期純利益</b>	7,395
法人税、住民税及び事業税	2,522
法人税等調整額	25
法人税等合計	2,547
<b>当期純利益</b>	4,848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 会社計算規則(2016年2月7日法務省令第13号、最終改正 2021年1月29日法務省令第1号)に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 

子会社株式及び関連会社株式……………	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの……………	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………	主に移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 

商品及び製品、原材料及び貯蔵品……………	先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品……………	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産…………… 定額法  
減価償却費の計算には見積耐用年数を使用しております。  
(主な耐用年数)
 

建物……………	3～47年
構築物……………	10年
工具器具及び備品……………	2～20年
  - (2) 無形固定資産
 

市場販売目的のソフトウェア……………	主として見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法
自社利用のソフトウェア……………	利用可能期間(5年以内)に基づく定額法
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金…………… 当事業年度末に有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 工事損失引当金…………… 受注制作のソフトウェア及び工事契約のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化したものについて、損失見込額を計上しております。
  - (3) 事業整理損失引当金…………… 事業の整理に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
  - (4) 株式報酬引当金…………… 役員等に対する株式報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - (5) 退職給付引当金及び前払年金費用…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
    過去勤務費用の処理方法…………… その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。  
    数理計算上の差異の処理方法…………… 各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間に基づく定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
5. 収益及び費用の計上基準
 

受注制作のソフトウェア及び工事契約  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理…………… 税抜方式を採用しております。
  - (2) 連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用しております。
  - (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
    グループ通算制度の創設及び移行に合わせた単体納税制度の見直しを含む「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)が2020年3月に成立しましたが、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項に定める取扱いに従い、改正前の税法の規定に基づいております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,066 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権 (短期)	8,972 百万円
関係会社に対する金銭債務 (短期)	30,550 百万円

**(損益計算書に関する注記)**

1. 関係会社との取引高	売上高	20,320 百万円
	仕入高	137,766 百万円
	その他営業取引高	259 百万円
	受取配当金	268 百万円
2. 退職給付制度の移行に伴う損失		
	退職金一時金制度及び確定給付企業年金制度(規約型)から確定給付企業年金制度(基金型)及びリスク分担型企業年金への移行に伴う損失であります。	

**(税効果会計に関する注記)**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払賞与	2,018 百万円
未払事業税	168 百万円
貸倒引当金	83 百万円
退職給付引当金	3,631 百万円
投資有価証券	49 百万円
減価償却超過額	331 百万円
その他	1,157 百万円
繰延税金資産 小計	7,440 百万円
評価性引当額	△ 290 百万円
繰延税金資産 合計	7,150 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 140 百万円
その他	△ 114 百万円
繰延税金負債 合計	△ 255 百万円
繰延税金資産の純額	6,895 百万円

**(関連当事者との取引に関する注記)**

## 1. 親会社及び法人主要株主等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	富士通株式会社	(被所有) 直接 100%	当社取扱商品の仕入先、サービスビジネスの請負等	サービスビジネスの請負等	20,262	売掛金	7,909
				機器等の仕入	132,623	買掛金	28,155

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

## 2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社富士通エフサス	なし	保守の請負等	保守の請負等	8,048	売掛金	1,412
親会社の子会社	富士通キャピタル株式会社	なし	資金の運用委託	資金の運用委託	153,451	預け金	11,780

(注) 1. 取引金額(資金の運用委託を除く。)には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額	1,950 円69銭
2. 1株当たり当期純利益	185 円02銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

## 1. 吸収分割承継

当社は、2021年4月1日を会社分割日(効力発生日)として、富士通株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、2021年4月1日付けで承継いたしました。

## (1) 相手先企業の名称、承継する事業の内容、法的形式を含む会社分割の概要

- ① 相手先企業の名称  
富士通株式会社
- ② 承継する事業の内容  
民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向け事業
- ③ 会社分割の方法  
富士通株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割
- ④ 会社分割に係る割当の内容  
本分割に際して、当社から富士通株式会社への株式の割当てその他対価の交付はありません。
- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要  
全国地域のお客様を担当するビジネス部門を当社に統合する事で、点在する機能を集約するため、吸収分割承継いたしました。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定です。

## 2. 吸収合併

当社は、2021年4月1日を合併期日(効力発生日)として、兄弟会社4社を吸収合併する合併契約を締結し、2021年4月1日付けで合併いたしました。

## (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容  
(存続企業)富士通Japan株式会社  
(消滅企業)株式会社富士通ワイエフシー、株式会社富士通新潟システムズ、株式会社富士通山口情報、富士通エフ・オー・エム株式会社  
事業の内容：情報処理サービス
- ② 企業結合日  
2021年4月1日
- ③ 企業結合の法的形式  
当社を存続会社、兄弟会社4社を消滅会社とする吸収合併方式。
- ④ 企業結合後の名称  
富士通Japan株式会社
- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要  
富士通グループのソリューションビジネスの体制強化を進めるため、当社を含めた地域SE会社を再編・統合し、新たな地域SE体制を構築するため、吸収合併いたしました。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定です。

## 3. 吸収分割

当社は、2021年4月1日を会社分割日(効力発生日)として、株式会社富士通エフサスへ承継する吸収分割契約を締結し、2021年4月1日付けで分割いたしました。

## (1) 分割先企業の名称、分割した事業の内容、法的形式を含む会社分割の概要

- ① 分割先企業の名称  
株式会社富士通エフサス
- ② 分割した事業の内容  
保守事業
- ③ 会社分割の方法  
当社を分割会社とし、株式会社富士通エフサスを承継会社とする吸収分割
- ④ 会社分割に係る割当の内容  
本分割に際して、株式会社富士通エフサスから当社への株式の割当てその他対価の交付はありません。
- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要  
保守事業を株式会社富士通エフサスに統合し機能集約するため、吸収分割いたしました。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定です。